|  |
| --- |
| №23-28　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2023（令和5）年9月29日***全保協ニュース*****〔協議員情報〕****全　国　保　育　協　議　会****TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509****ホームページアドレス〔** [**https://www.zenhokyo.gr.jp**](https://www.zenhokyo.gr.jp) **〕** |

－今号の目次－

* 事務連絡「公定価格に関するFAQ（よくある質問）等の更新について」が発出される（こども家庭庁、文部科学省） 1

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

* + **事務連絡「公定価格に関するFAQ（よくある質問）等の更新について」が発出される（こども家庭庁、文部科学省）**

令和5年9月15日、事務連絡「公定価格に関するFAQ（よくある質問）等の更新について」が発出されました。

これは、下記のFAQ（よくある質問）が更新されたことを伝えるものです。

【更新されたFAQ】

* 「公定価格に関するFAQ（よくある質問）」がver.23に更新
* 「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するFAQ（よくある質問）」がver.7に更新

今回の更新により、加筆修正された主な内容は下記のとおりです。

**１．公定価格上の常勤換算の取扱いについて**

令和5年4月21日に「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」が発出され（全保協ニュースNo.23-05参照）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」）で規定されている定数上の保育士に関して、「常勤の保育士」の定義の明確化が行われました。

これを受けて、「公定価格に関するFAQ（よくある質問）」Ver.22において、最低基準と公定価格における「常勤の保育士」・「短時間勤務の保育士」の定義を一致させるためにFAQのNo.9が修正されました。しかし、この修正により、公定価格における「短時間勤務」の定義や、常勤換算の取扱いが変更されたものとの、意図しない疑義が生じてしまったとのことです。

そのため、FAQのNo.9が再度修正され、幼稚園および認定こども園（No.218）と保育所等（No.219）に分割されるとともに、新規のNo.220が追加され、公定価格においては、従前のとおり各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数に達する者を「常勤」とし、それ以外の者について常勤換算を行うよう改めて明記されました。

**２．「公定価格に関するFAQ」ver.23の適用時期について**

今回の事務連絡が発出された令和5年9月15日より、FAQ ver.23が適用されています。しかし、FAQ ver.22を受けて公定価格上の常勤換算の取扱いを変更していた自治体においては、FAQ ver.23に則ったものに再度変更するまでの間、FAQ ver.22に基づいて公定価格の算定を行っても差し支えないとされています。

**３．技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）における「マネジメント分野に係る研修」の取扱いについて**

処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について、認定こども園の専門リーダーおよび若手リーダーにおける「マネジメント分野に係る研修」についての問い合わせが多くあることから、「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するFAQ（よくある質問）」に「マネジメント分野に係る研修」の取扱いに関する問（No.2-9、2-36）が追加されました。

**No.2-9【追加】**

|  |
| --- |
| 問　専門リーダーが保育所等キャリアアップ研修におけるマネジメント研修を受講した場合の取り扱いはどうなるのでしょうか。答　研修修了要件通知Ⅰ.2.(4)・Ⅰ.3.(4)にて、「保育士等キャリアアップ研修におけるマネジメント研修は中核リーダーに限り有効である」ことをお示ししていますが、過去のFAQ（Ver.1、2）で、専門リーダーに限り有効と記載していたことを踏まえ、幼稚園又は認定こども園における専門リーダーが令和3年度末までに受講していた保育士等キャリアアップ研修におけるマネジメント研修に限り、研修修了要件を満たすものとします。 |

**No.2-36【追加】**

|  |
| --- |
| 問　保育士等キャリアアップ研修における「マネジメント研修」は幼稚園及び認定こども園について、中核リーダーに限り有効とのことですが、一方で、研修修了要件通知2.(2)・3.(2)の幼稚園及び認定こども園の研修内容には「マネジメント分野に係る研修」について記載されています。「マネジメント分野に係る研修」についても中核リーダーに限り有効なのでしょうか。答　幼稚園の幼稚園教諭や認定こども園の保育教諭等を対象として実施される「マネジメント分野に係る研修」については、研修修了要件通知において、「カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう。」と定義されているところです。例えば、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことをねらいとしているカリキュラム・マネジメントについて取り扱う研修、若手職員に対する適切な指導助言や園内研修の効果的な実施等の人材育成・研修について取り扱う研修、特別な配慮を必要とする個々の幼児の実態に応じた組織的かつ計画的な指導内容や指導方法の工夫のあり方に関する研修等については、「教育及び保育の質を高めるための知識・ 技能の向上を目的としたもの」と評価し得るものであり、幼稚園や認定こども園の中核リーダーの研修修了要件を満たすのみならず、専門リーダーや若手リーダーの研修修了要件を満たすものと取り扱って差し支えありません。ただし、「保育士等キャリアップ研修おけるマネジメント研修」については、本FAQのNo.2-9のとおりの取り扱いとなりますので、ご留意ください。 |

詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

* ホーム ＞ 政策 ＞ 子ども・子育て支援制度 ＞ 公定価格に関する情報

https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/